平成２８年（フ）第６５２０号
東京都中野区中野６丁目29―18―203
債務者　門脇　小夏
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５２６号
東京都足立区入谷９丁目17―30―303
債務者　植草　雅彦
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３号
熊本県阿蘇市山田1338番地
債務者　井　　亮博
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後３時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
釧路市愛国西１丁目９番13号　シングルアパート石黒方
債務者　北畑　伸之
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６８６号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目28番地７ヤポーネ長瀬201号
債務者　岡村　千尋（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７８９号
東京都府中市本宿町４丁目11番地の５
債務者　八塚　龍浩
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９４号
東京都八王子市長房町14番地42
債務者　河本　文子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１０号
東京都小平市花小金井２丁目11番５号ひかり荘２－１号
債務者　小林　幸男
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６０号
東京都八王子市元横山町１丁目10番14号
債務者　宍戸　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６１号
東京都八王子市元横山町１丁目10番14号
債務者　宍戸真由美（旧姓野桐）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７７４号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目１番２号　ルミエール湘南103
債務者　熊澤美千代
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１３号
静岡県牧之原市細江2785番地２　コスモ松下102
債務者　清水　聖巳
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５８４号
横浜市南区別所４丁目11番19号　マエザワ第一コーポ　３－Ａ
債務者　渡邉　秀子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２１号
横浜市西区岡野２丁目１番12―404号
債務者　山越　　優
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６７号
神奈川県海老名市国分北２丁目７番10号　ハイツリリーズ101号室
債務者　根村美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６２４号
横浜市磯子区杉田４丁目17番１号　シティー９―205号
債務者　上野　高史
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部